

広島市内水面漁業協同組合内水共第9号
第5種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、広島市内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭とするものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、第9条の規定による場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具, 漁法	イ 統数 又は 規模
た も 網	口径1 m以下
投 網	網目の大きさ15 cmにつき9節以下
手釣, 竿釣	1人1本

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する期間

2 前項の公示は、この組合に提示する。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校の児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に300円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣, 竿釣 (ころがしを含む), たも網	1日500円, 1年2,500円
うなぎ	手釣, 竿釣	
こいな	手釣, 竿釣, たも網	1日200円, 1年1,000円
あゆ こい ふな	投網	1日1,000円, 1年4,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又は低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所 納 付 場 所 (TEL)

広島市南区松川町2番9号 広島市内水面漁業協同組合事務所 (082-261-8756)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

ない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 8 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第 2 号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第 9 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別 記)

(様式第 1 号)

遊 漁 承 認 証

表

裏

No. _____	
遊 漁 承 認 証	
つぎのとおり遊漁を承認します。	
1. 遊 漁 者	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (年令 才)
2. 承認期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
3. 魚 種	
4. 漁具・漁法	
5. 遊漁区域	
6. 遊漁料	
令和 年 月 日	
広島市内水面漁業協同組合 ㊞	

注 意 事 項	
1.	本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
2.	遊漁中は本証を携帯すること。
3.	本証は、再交付しない。
4.	漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
5.	遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為はしてはならない。
6.	危険な場所での遊漁や危険な行為はしないこと。
7.	遊漁に際しての事故については、組合は関知しない。
8.	川底をかくはんしないこと。
9.	漁業者の漁業の妨げとなる行為はしてはならない。
10.	遊漁規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒絶することがある。この場合、納付した遊漁料の払い戻しはしない。
11.	次に掲げる全長以下は採捕してはならない。 こい＝15 cm ふな＝6 cm うなぎ＝30 cm
12.	遊漁は、次の期間中でなければしてはならない。 あゆ＝6月1日から11月30日まで の期間内で組合が定めて公示する期間

(別 記)
(様式第 2 号)

漁 場 監 視 員 証

表

No. _____
漁 場 監 視 員 証
次の者は当組合の漁場監視員であることを証する。
住 所
氏 名 (年令 才)
有効期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
令和 年 月 日
広島市内水面漁業協同組合 ㊤

裏

注 意 事 項
1. 本証を常に携帯し、かつ、腕章を付して漁場を監視すること。
2. 遊漁規制の遵守に関しては、必要な指示を行なうこと。
3. 違反者を発見したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。
4. 監視員は、この証の有効期間が満了したときは、すみやかに本証を返納すること。